

個人向け国債のご案内

募集期間 平成29年11月6日(月)～平成29年11月30日(木)

固定・3年

個人向け利付国庫債券
(固定・3年) (第90回)

利率
(年率) **0.05%**
(税引後利率 0.039%)

固定・5年

個人向け利付国庫債券
(固定・5年) (第80回)

利率
(年率) **0.05%**
(税引後利率 0.039%)

変動・10年

個人向け利付国庫債券
(変動・10年) (第92回)

初回の利子の適用利率
年率 **0.05%**
(税引後利率 0.039%)

募集要項

- ◎発行日……平成29年12月15日(金)
- ◎償還日
 - 【固定・3年(第90回)】平成32年12月15日
 - 【固定・5年(第80回)】平成34年12月15日
 - 【変動・10年(第92回)】平成39年12月15日
- ◎申込単位…額面金額1万円以上1万円単位
- ◎利払日……毎年6月15日および12月15日(年2回)
- ◎発行価格…額面金額100円につき100円
- ※個人向け国債を購入する場合は購入対価のみお支払いいただくことになります。

商品のポイント

- 個人のお客さまのみご購入いただけます。
- 変動・10年は半年ごとに適用利率が変わる変動金利タイプ(運用期間10年)の商品です。適用利率(年率)は「10年固定利付国債の金利×0.66」にもとづき、半年ごとに、そのときどきの10年固定利付国債の金利水準に応じて見直されます。また、適用利率(年率)には0.05%の下限が設けられております。
- 固定・3年、固定・5年は固定金利タイプ(固定・3年は運用期間3年、固定・5年は運用期間5年となります)の商品です。
- 非課税制度(マル特・マル優)のご利用が可能です。
- 非課税制度(マル特・マル優)を利用しない場合は、利払時に利子に対して20.315%の税金が源泉徴収されます。
- 預金保険の対象ではありません。
- 平成28年1月1日より、公共債が特定口座の対象になりました。
- 発行から1年経過すれば中途換金できます。その場合の換金額は次の計算式で計算されます。

額面金額 + 経過利子相当額 - 直前2回分の各利子(税引前)相当額 × 0.79685

※保有者ご本人が亡くなられた場合、または災害救助法の適用対象となった大規模な自然災害により被害を受けられた場合は、1年未満であっても中途換金できます。

※利払日や償還日の直前には換金できないことがあります。

※発行から一定期間の間に中途換金する場合には、上記計算式により算出される中途換金調整額と実際の中途換金調整額が異なることがあります。

お申込みにあたっては、以下の点にご留意ください

- 個人向け国債は、発行体である日本国政府の信用状況の悪化等により、損失を被る場合があります。

詳しくは窓口までお気軽にお問い合わせください。